

第6章 資料編

1 会議設置要綱

(1) 志木市健康づくり市民推進協議会

○志木市健康づくり市民推進協議会設置要綱

平成 17 年 6 月 3 日告示第 76 号
改正 平成 25 年 4 月 1 日告示第 105 号
平成 26 年 9 月 30 日告示第 220 号
平成 28 年 6 月 3 日告示第 123 号
平成 29 年 3 月 24 日告示第 55 号
令和 2 年 3 月 31 日告示第 70 号

(設置)

第 1 条 すべての市民が健康で充実した生活を過ごすことができる地域社会の実現を目指すいは健康 21 プラン及び市の健康づくり関連事業を推進するため、志木市健康づくり市民推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 健康増進計画、歯科口腔保健計画、食育推進計画及び自殺対策計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 健康の保持及び増進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

(組織等)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市内の公共団体の代表
- (3) 行政機関の職員
- (4) 教育機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、子ども・健康部健康政策課において処理する。

(会議の記録等)

第7条 子ども・健康部健康政策課長（次項において「課長」という。）は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 課長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。
（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
附 則

（施行規則）

第1条 この告示は、平成17年6月3日から施行する。

（健康・体力増進市民運動推進要綱等の廃止）

第2条 次に掲げる要綱は、廃止する。

- （1）健康・体力増進市民運動推進要綱等（昭和54年3月1日制定）
- （2）志木市健康・体力づくり推進協議会運営要綱（昭和54年3月1日制定）
- （3）志木市日本一の健康都市づくり市民推進委員会設置要綱（平成15年7月28日制定）
（委員の任期に関する経過措置）

第3条 この告示の施行の日の前日において次に掲げる従前の協議会その他の機関の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの要綱の規定にかかわらず、その日に満了する。

- （1）志木市健康・体力づくり推進協議会
- （2）志木市日本一の健康都市づくり市民推進委員会
（志木市健康づくり市民推進協議会の委員の任期の特例）

第4条 この告示の施行後最初に委嘱される志木市健康づくり市民推進協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成25年告示第105号）

この告示は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年告示第220号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第123号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第55号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第70号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(2) いろは健康21プラン等策定庁内検討会議

○志木市いろは健康21プラン等策定庁内検討会議設置要綱

平成25年4月1日制定

改正 平成28年6月9日制定

平成29年7月6日制定

令和2年3月31日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進計画、歯科口腔保健計画及び食育推進計画（以下「いろは健康21プラン等」という。）を策定するため、いろは健康21プラン等策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) いろは健康21プラン等の基本的な方針に関すること。
- (2) いろは健康21プラン等の目標に関すること。
- (3) いろは健康21プラン等に関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、いろは健康21プラン等の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる課等の職員のうち、主査（相当職を含む。）以上の職にある者をもって組織する。

- (1) 市民生活部市民活動推進課
- (2) 市民生活部産業観光課
- (3) 福祉部共生社会推進課
- (4) 福祉部長寿応援課
- (5) 子ども・健康部子ども支援課
- (6) 子ども・健康部健康政策課
- (7) 子ども・健康部保険年金課
- (8) 子ども・健康部健康増進センター
- (9) 都市整備部都市計画課
- (10) 都市整備部道路課
- (11) 教育委員会教育政策部学校教育課
- (12) 教育委員会教育政策部生涯学習課

2 検討会議の会長（以下「会長」という。）は、子ども・健康部健康政策課長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した者がその職務を代理する。

(設置期間)

第4条 検討会議の設置期間は、いろは健康21プラン等の案の策定が終了する日までとする。

(会議)

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に会議を構成する者以外の者の出席を求めてその者の意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 検討会議の庶務は、子ども・健康部健康政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月9日）

この要綱は、平成28年6月9日から施行する。

附 則（平成29年7月6日）

この要綱は、平成29年7月6日から施行する。

附 則（令和2年3月31日制定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(3) 志木市自殺予防対策庁内連絡会議

○志木市自殺予防対策庁内連絡会議設置要綱

平成27年6月18日制定

改正 平成28年3月8日制定

令和2年4月10日制定

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の基本理念に基づき、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため、志木市自殺予防対策庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺予防対策に係る関係機関相互の連携及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺予防対策に係る情報収集及び調査に関すること。
- (3) 自殺予防対策の研修及び啓発に関すること。
- (4) 自殺予防対策の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自殺予防対策に係る必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる課等の職員のうち、所属長が指名する者をもって組織する。

(会長)

第4条 会長は、子ども・健康部健康増進センター所長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、会議に会議を構成する者以外の者の出席を求めてその者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、子ども・健康部健康増進センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月8日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月10日制定)

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

別表（第3条関係）

総合行政部	人事課
総務部	収納管理課
市民生活部	総合窓口課 産業観光課
福祉部	共生社会推進課 生活援護課 長寿応援課
子ども・健康部	子ども支援課
	児童発達相談センター
	健康政策課
	保険年金課
	健康増進センター
市長公室	秘書政策課人権推進室
上下水道部	上下水道総務課
教育政策部	学校教育課
	教育サポートセンター

(4) 子ども・健康施策庁内推進会議設置要綱

令和2年5月26日告示第125号

(設置)

第1条 市における子ども・健康施策を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、子ども・健康施策庁内推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・健康施策の総合調整に関すること。
- (2) 各種の子ども・健康に関する計画の進行状況の検証に関すること。
- (3) 子ども・健康施策を円滑に推進するための調査研究に関すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 子ども・健康部長
- (2) 子ども・健康部子ども支援課長
- (3) 審議事項に係る部課長（相当職を含む。）
- (4) 子ども・健康部長がその都度指名する職員

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に、委員長及び副委員長を置き、委員長は子ども・健康部長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の会議への出席を求め、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 子ども・健康施策を具体的に検討するため、会議に部会を置くことができる。

(会議の記録等)

第7条 事務を所掌する課及び所において、会議の経過及び結果を記録するものとする。

2 子ども・健康部子ども支援課長は、前項の規定により記録した書面を保管し、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・健康部子ども支援課において処理する。

2 部会の庶務は、事務を所掌する課及び所において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

2 計画策定までの経過

(1) 志木市健康づくり市民推進協議会

回数	開催日	検討内容
令和4年度		
第1回	令和4年5月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン（第4期）等の進捗状況について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉（第1期）の進捗状況について ○次期計画の策定方針について ○令和4年度計画策定スケジュールについて ○市民健康意識調査及び市民意識調査の実施概要について
第2回	令和4年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン（第5期）等の策定に係る市民健康意識調査について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉（第2期）策定に係る市民意識調査について
第3回	令和4年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○市民健康意識調査及び市民意識調査の実施概要について ○いろは健康21プラン（第5期）等の策定に向けた市民健康意識調査の内容について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉（第2期）策定に向けた市民意識調査の内容について
第4回	令和5年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン（第5期）等の策定に向けた市民健康意識調査結果について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉（第2期）策定に向けた市民意識調査結果について
第5回	令和5年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン（第4期）等の評価について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉（第1期）の評価について
令和5年度		
第1回	令和5年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン（第5期）等の骨子案について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉（第2期）の骨子案について
第2回	令和5年7月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン（第5期）等の素案について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉（第2期）の素案について
第3回	令和5年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン（第5期）等の素案について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉（第2期）の素案について
第4回	令和5年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン（第5期）等の素案について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉（第2期）の素案について
第5回	令和6年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○いろは健康21プラン（第5期）等の素案の意見公募結果について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉（第2期）の素案の意見公募結果について

(2) いろは健康21プラン等策定庁内検討会議

回数	開催日	検討内容
令和4年度		
第1回	令和4年5月24日	○いろは健康21プラン(第5期)等の策定方針及びスケジュールについて ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の策定方針及びスケジュールについて
第2回	令和4年7月26日	○いろは健康21プラン(第5期)等の策定に係る市民健康意識調査の調査項目について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の策定に係る市民意識調査の調査項目について
第3回	令和5年3月17日	○いろは健康21プラン(第5期)等の策定に係る市民健康意識調査の結果について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の策定に係る市民意識調査の結果について
令和5年度		
第1回	令和5年5月23日	○いろは健康21プラン(第5期)等の骨子案について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の骨子案について
第2回	令和5年7月13日	○いろは健康21プラン(第5期)等の基本理念及び施策について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の基本理念及び施策について
第3回	令和5年10月10日	○いろは健康21プラン(第5期)等の素案について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の素案について
第4回	令和6年1月19日	○いろは健康21プラン(第5期)等の素案の意見公募結果について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の素案の意見公募結果について

(3) 志木市自殺予防対策庁内連絡会議

回数	開催日	検討内容
令和4年度		
第1回 (代表者)	令和4年7月22日	○志木市における自殺の現状 ○「市民のこころと命を守るほっとプラン」〈志木市自殺対策計画〉(第1期)の進捗状況報告と各所属の現状についての報告
第2回 (担当者)	令和4年10月7日	スーパーバイズ事業と兼ねて実施 ○志木市の自殺の現状など ○事例検討 ○自殺予防の基礎理解～コロナ禍2年目のこころのセルフケアについて～

回数	開催日	検討内容
令和5年度		
第1回 (代表者)	令和5年6月28日	○志木市における自殺の現状について ○「市民のこころと命を守るほっとプラン」〈志木市自殺対策計画〉(第1期)について進捗状況の報告 ○自殺予防啓発キャンペーンについて ○各所属の現状についての報告
第2回 (担当者)	令和5年9月15日	スーパーバイズ事業と兼ねて実施 ○志木市の自殺の現状について ○事例検討 ○自殺予防の基礎理解～地域で知っておきたい自殺予防と危機介入～

※「代表者」は関係課所属長、「担当者」は関係課職員を指します。

(4) 志木市子ども・健康施策庁内推進会議

回数	開催日	検討内容
第1回	令和5年10月2日	○いろは健康21プラン(第5期)等の素案について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の素案について
第2回	令和5年11月9日	○いろは健康21プラン(第5期)等の素案について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の素案について

(5) 庁議の開催経過

回数	開催日	検討内容
第1回	令和5年11月14日	○いろは健康21プラン(第5期)等の素案について(意見公募) ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の素案について(意見公募)
第2回	令和6年1月23日	○いろは健康21プラン(第5期)等の素案の意見公募結果について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の素案の意見公募結果について
第3回	令和6年2月6日	○いろは健康21プラン(第5期)等の策定について ○市民のこころと命を守るほっとプラン〈志木市自殺対策計画〉(第2期)の策定について

(6) 市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果

①意見公募期間

令和5年12月12日（火曜日）から令和6年1月10日（水曜日）

②素案の公表場所

市ホームページ、健康増進センター、健康政策課、志木市民サービスステーション、柳瀬川駅前仮出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

③意見募集状況

意見件数 0件

3 志木市健康づくり市民推進協議会委員名簿

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日

No	選出区分	氏名	所属団体
1	識見を有する者	◎山下 和彦	東都大学幕張ヒューマンケア学部
2		鎌田 昌和	朝霞地区医師会志木支部
3		宮本 日出	朝霞地区歯科医師会志木支部
4		松永 みどり	朝霞地区薬剤師会
5		西 和江	埼玉県歯科衛生士会朝霞支部
6	市内の 公共団体の代表	○中村 勝義	志木市社会福祉協議会
7		田中 節子	志木市母子保健推進員連絡協議会
8		宮原 賢子	志木市食生活改善推進員協議会
9		宮下 博	志木市町内会連合会
10		荒野 壽子	志木市連合婦人会
11		星野 賢	志木市体育協会
12		細沼 明男	志木市国民健康保険運営協議会
13		妙智 豊子	志木市老人クラブ連合会（令和5年5月まで）
		関口 セエ子	志木市老人クラブ連合会（令和5年6月から）
14		細川 年幸	志木市民生委員・児童委員協議会
15	行政機関の職員	山本 眞由美	埼玉県朝霞保健所
16		鈴木 恵美	志木市立保育園
17	教育機関の職員	隅田 由香利	志木市立小・中学校長会（令和5年5月まで）
		佐野 隆之	志木市立小・中学校長会（令和5年6月から）
18		藤 恵子	志木市養護教諭会
19		大熊 啓太	東上地区私立幼稚園協会志木支部
20	その他 市長が適当と 認める者	武村 久仁子	いきがいサロン事業・いきいきサロン運営委員会
21		増田 康太	NPO 法人クラブしっきーず
22		飯田 順一	いろは健康21プラン推進事業実行委員会

※◎は会長、○は副会長

市民のこころと命を守る
ほっとプラン（第2期）

～志木市自殺対策計画～

令和6（2024）年3月発行

発行 : 志木市
編集 : 子ども・健康部健康増進センター
所在地 : 〒353-0005 埼玉県志木市幸町3-4-70
TEL : 048-473-3811
FAX : 048-476-7222
E-mail : hoken-s@city.shiki.lg.jp

